

★ 女性に対する暴力は「犯罪」です。暴力には精神的、経済的、性的なものも含まれます。

## DVなど女性への暴力について相談したいとき 避難したいときは

◇ 東京都女性相談センター 03-5261-3110 (9時から20時) 土日、祝日、年末年始を除く  
緊急相談は 03-5261-3911 上記以外の夜間、土日、祝日、年末年始

東京都女性相談センター多摩支所 042-522-4232 (9時から16時) 平日のみ

◇ 東京ウイメンズプラザ 03-5467-2455 (9時から21時) 年末年始を除く

そして、各道府県の配偶者暴力支援センター・市区町村の相談窓口・婦人相談員に

◇ 各地の警察署の生活安全課でも、DV、ストーカー被害などの相談を受けています。

警察へ110番するとき「サイレンを鳴らさずに来て下さい」等と頼むことも可能です。

わたしたち女性はみんな

次のような権利を持っています

1. 不安や恐怖や痛みを感じずに  
安心して生きる権利
2. 怒り・悲しみ・悔しさなどを  
我慢しないで聞いてもらう権利
3. 的確な情報やアドバイスを相談窓口や  
専門家(※)などから得る権利
4. 被害を受けた時に加害者を訴える権利
5. 自分の事は自分で決める権利  
そして途中で考えを変える権利
6. 申し訳ないと思わずに答えを保留したり  
「ノー」と言う権利
7. 自分のお金や時間を自由に使う権利
8. 失敗する権利、そして失敗から学ぶ権利  
…これ以外にも自分を大切にするための  
たくさん権利があります

(※) 配偶者暴力相談支援センターや警察、市区町村の  
相談窓口、医師、弁護士など専門の情報提供者

ひとり暮らしを始める前に  
ゆっくり準備をしたいときに

# Step House

矯風会ステップハウス

TEL 03-3364-3133  
FAX 03-3364-1866

# 矯風会ステップハウスは新しい人生に向かう女性を応援します

Women's place for **S**afety, **T**rust, **E**quality and **P**ower to recover.

安全

信頼

平等

回復の力

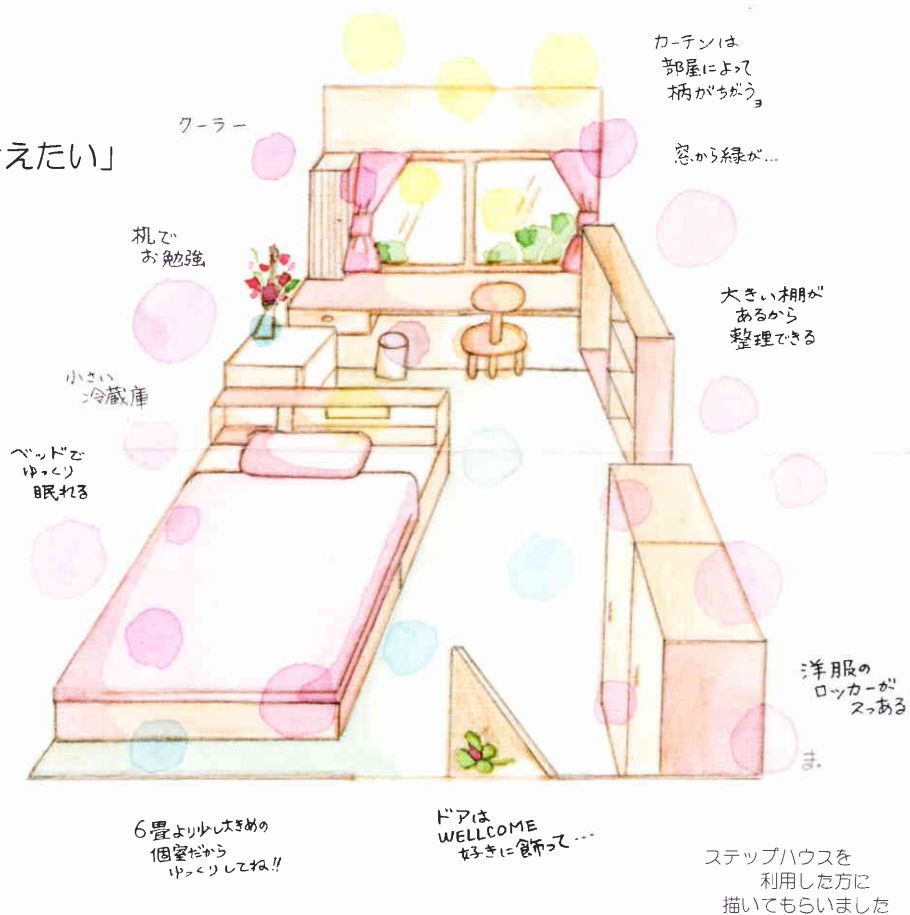
「ゆっくり休養して、これからの事を考えたい」

「信頼できる医師を見つけたい」

「仕事に就いて自信をとり戻したい」

「就職に有利になるよう  
資格を取りたい」

「安全を確保して  
離婚の手続きを始めたい」



## 施設のご案内

- 居室は6畳の個室です。お部屋の鍵を入居時にお渡しします。
- ベッドと寝具は提供します。
- 食事は自炊です。台所・トイレ・シャワーは共同利用です。
- ステップハウスから通勤・通学することができます。
- 利用期間は原則として6ヶ月間です。
- 宿泊費は一日2200円、光熱水費は一日150円。
- 女性だけの生活の安全を守るため門限は夜10時です。
- 安心して過ごせるようにスタッフとボランティアが常時見守りをしています。

矯風会ステップハウスにご支援を！

ボランティアとしての協力も歓迎します。

みなさまのサポートをお願いいたします。

【寄付金の送り先】

郵便振替 00130-8-564245 加入者名「矯風会ステップハウス」です。